

公的資金補償金免除繰上償還の実施について

概 要

厳しい地方財政の状況に鑑み、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、地方公共団体に対する公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の金利5%以上の貸付金の一部について、新たに財政健全化計画等を策定し徹底した行政改革・経営改革を実施すること等を要件に、補償金を免除した繰上償還を講じている。平成21年秋以降の深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という異例の事態を踏まえ、今般限りの特例措置として上記措置を3年間延長し、更なる行政改革・経営改革の実施等を要件として、平成22年度から24年度においても引き続き実施することとなった。

繰上償還を希望する地方公共団体は、抜本的な行政改革・事業見直しを含んだ財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を策定し、総務大臣及び財務大臣へ提出する。

これを受け、総務大臣及び財務大臣は、財政健全化計画等が行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のために補償金の免除が必要であると認めるときに、当該地方公共団体へその旨通知する。

承認を受けた財政健全化計画等及びその執行状況については、議会へ報告するとともにホームページ等で公表するものとする。

なお、繰上償還の総額が一定程度を超える場合、又は提出された財政健全化計画等の実施状況を確認した上で、その状況が不当に実施されていないと認められる場合は、繰上償還額を調整して減額又は繰上償還を中止、延期等することがある。

平内町については、平成19年度に策定し承認を受けた財政健全化計画等に基づき繰上償還を実施し、当該執行状況を報告してきたところであるが、このたび更なる繰上償還を実施するため、普通会計において財政健全化計画を延長策定し、平成24年12月14日付け総務大臣より、又同年同日付け財務大臣より計画を承認されたため別添のとおり財政健全化計画を公表する。

対象となる地方債

平成4年5月31日までに貸し付けられた金利5%以上の地方債（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金）

平成5年8月31日までに貸し付けられた金利5%以上の地方債（旧公営企業金融公庫資金）

対象団体の要件

普通会計債の対象団体要件（合併市町村等を除く市町村の場合）

○金利5%以上の地方債：実質公債費比率が18%以上の団体又は将来負担比率が92.8以上の団体

○金利6%以上の地方債：実質公債費比率が15%以上の団体又は将来負担比率が77.4以上の団体

○金利7%以上の地方債：経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数が0.5以下、又は経常収支比率が80%以上でかつ財政力指数が0.55以下の団体

- ※旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金については財政力指数が1.0以上の団体は対象としない。
- ※実質公債費比率：従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入した指標で、公債費がどの程度財政に負担を与えているかを示すもの。
- ※経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に経常一般財源収入（地方税、地方交付税、地方譲与税等）がどの程度充当されているかを指標化したもので、この比率が低ければ臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることとなる。
- ※財政力指数：基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、この指数が「1」に近く、又は「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。

公営企業債の対象団体要件

※平内町では繰上償還対象となる地方債が無いため省略

繰上償還希望額

平内町普通会計債分

(単位：百万円)

区 分		旧運用部：5～6%未満 旧簡保：5～6%未満 旧公庫：5～5.5%未満	旧運用部：6～6.3%未満 旧簡保：6～6.5%未満 旧公庫：5.5～6%未満	旧運用部：6.3%以上 旧簡保：6.5%以上 旧公庫：6%未満	合 計
旧資金運用部 資金	繰上償還希望額	5,795.0			5,795.0
	補償金免除額	723.7			723.7
旧簡易生命 保険資金	繰上償還希望額	12,989.7			12,989.7
旧公営企業 金融公庫資金	繰上償還希望額				

繰上償還時期

資金区分	年 利	旧運用部：5～6%未満 旧簡保：5～6%未満 旧公庫：5～5.5%未満	旧運用部：6～6.3%未満 旧簡保：6～6.5%未満 旧公庫：5.5～6%未満	旧運用部：6.3%以上 旧簡保：6.5%以上 旧公庫：6%未満
旧資金運用部		平成25年3月の定期償還日	平成24年3月の定期償還日	平成23年3月の定期償還日
旧簡易生命保険資金		平成25年3月の定期償還日	平成24年3月の定期償還日	平成23年3月の定期償還日
旧公営企業金融公庫資金		平成24年9月の定期償還日	平成23年9月の定期償還日	平成23年3月の定期償還日

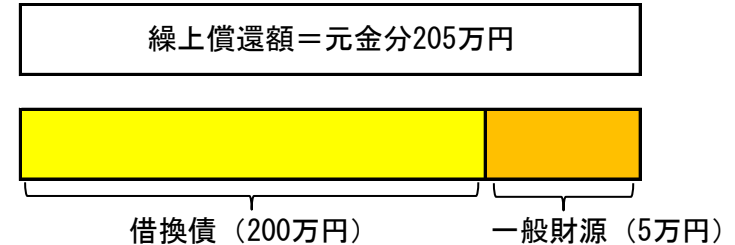
繰上償還財源等

繰上償還額の財源内訳については、民間金融機関から低金利で借換するほか、一般財源をもって返済することとする。低金利で借換することにより支払利息が減額されるが、それによる効果額も含めより一層行財政改革に取り組む必要がある。

(イメージ1) 繰上償還の財源内訳

- ・既存の高金利債を繰上償還する場合
例：元金205万円を繰上償還

繰上償還の財源を借換債とする場合、10万円未満の部分は一般財源の持ち出しとなる。

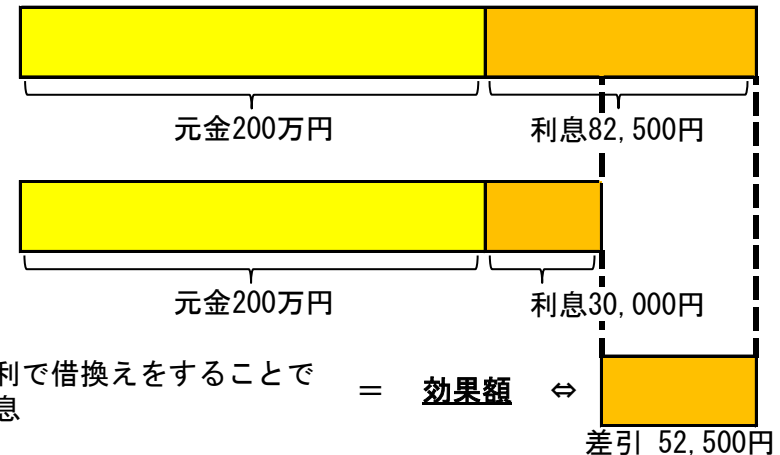


(イメージ2) 繰上償還による効果額

- ・繰上償還後、低金利で借換することにより後年度にかかる支払利息を圧縮することができる。
単純比較とするため、借換前後の償還条件は同様とみなし、利率のみ変更した場合で試算する。
例：元金200万円を据置無しの年2回で完済する場合（1回目100万円、2回目100万円償還）

①借換前の年利率を5.5%とした場合
1回目支払利息 200万円×5.5%×1/2年=55,000円
2回目支払利息 100万円×5.5%×1/2年=27,500円
計82,500円

②借換後の年利率を2.0%とした場合
1回目支払利息 200万円×2.0%×1/2年=20,000円
2回目支払利息 100万円×2.0%×1/2年=10,000円
計30,000円



効果額①-②=52,500円 = 繰上償還を実施し、低金利で借換えをすることで支払う必要がなくなる利息 = **効果額**

なお、平成24年度繰上償還に伴う最終償還日までの累計効果見込額

普通会計債2件分 約150万円

※但し、効果見込額は借換後の年利率を2.0%として試算したものであり、実際の借換利率に応じ変動しうる点に留意すること。